



少年法「改正」を考える連続学習会「子どもとどうかかわるか？」

Part3 「非行と向き合うための対話」

★過ちを犯した子どもに向けられる社会の目は厳しく、少年法の新たな「改正」が持ち上がっています。しかし、「非行」として問題が現れる以前に、虐待など非常に厳しい状況を生き、苦しみを抱えてきた子どもたちの現実を、付添人活動等とおして実感しています。「子どもたちが追い詰められずに生きられるために」、多くの人と一緒に考えたいと、連続学習会を企画しました。

★第1回目(2月開催)は、佐賀バスジャック事件被害者の山口由美子さんのお話をお聴きました。自らが流した血で染まった周りを見ながら「少年は私の傷と同じくらい心が傷ついている」と感じた山口さんは言います。事件当日の加害少年の状況やバス内部での様々な優しいやりとり、事件後の多くの人による支えや加害少年の心からの謝罪。それらと共に、時間をかけて事件に向き合い、加害者の被害性を埋めていく大事さを感じていとお話されました。

★第2回目(4月開催)は、元家庭裁判所調査官の寺尾絢彦さんから、「子どもたちの声なき声を聴く」というテーマでお話をお聞きました。「少年審判では、子どもたちが本当のことを語り、自分自身がこれからどんなことを目標にしていけばいいかに気づくことが重要。」そして、そのために、時間をかけて子どもたちの言葉を引き出し、その言葉のさらに奥にあるものを見つけていくことの大切さを共有しました。

★第3回目は、山下英三郎さんをお招きします。

山下さんは、スクールソーシャルワークに取り組み、その実践は、学校現場にも大きな影響を与えてきました。現在は、修復的対話を通して、加害者と被害者の間で起きたことについて、平和的に解決する

方法を紹介しています。

★子どもたちを苦しめる重大な人権侵害、「いじめ」。その解決策として、警察権力の介入を求める声が聞かれます。

パート3では、子どもたちへの制裁ではなく、対話によって、子どもたちの抱えている課題を解決する道を皆さんと考えたいと思います。

ぜひご参加ください。(参加費無料)

お話:いじめと修復的対話 山下英三郎さん

(元スクールソーシャルワーカー／日本
社会事業大学名誉教授)

コメント:少年法『改正』問題 にひきつけて考える

佐々木光明さん

(神戸学院大学教授)

日時:2013年7月20日(土)

午後6時00分～8時00分

会場:文京シビックセンター

3階 会議室1・2

※東京メトロ後樂園駅より徒歩1分

※地図は裏面をご参照ください

主催=少年法「改正」に反対する弁護士・研究者有志の会

共催=子どもと法・21

有志の会ブログ=<http://yuushinokai.hatenablog.com/>

〈学習会のお問い合わせ先〉

TEL:0422-26-8200 (平湯法律事務所)

メール:shounenhouyuushinokai@gmail.com

ちょっと待って！少年法「改正」

今、問題になっている少年法「改正」案、どんな内容なの？

①国選付添人制度の拡大

これまでは、少年審判に、国費で弁護士付添人が選任される事件は、重大な犯罪に限られていました。それを、窃盗や傷害などの刑罰の上限が長期3年以上の懲役・禁固の罪まで拡大します。

②検察官関与制度の拡大

これまでも、重大な事件で、非行事実の認定に必要な場合には、少年審判に検察官の立ち合いを認める制度がありました。しかし、今回の改正では、検察官が関与できる事件の範囲も、①と同範囲まで拡大する、としています。

③有期刑の引き上げ

少年法は、子どもの犯した罪が刑事裁判で裁かれる場合でも、おとなよりも刑を減輕することを定めています。そして、おとなの場合、無期刑に相当する罪は15年、有期刑に相当する罪でも、最長10年の刑にするとしています。今回の「改正」案は、これをそれぞれ5年引き上げる、としています。

ぜひ、一緒に考えましょう

- Q** 検察官は、犯罪の訴追と処罰を使命とする存在で、本質的に少年法の理念と相反する役割を負っています。そのような検察官が関与できる事件が大幅に拡大すれば、少年法の理念を守ることができるでしょうか？
- Q** 少年審判では、おとなの刑事裁判と違って、捜査機関が裁判所に提出する証拠を、事前に付添人側がチェックすることができません。つまり、少年審判で、無実を訴えようとするときには、おとなよりも不利なルールで運用されているのです。このような少年審判に、さらに検察官が関与したら一体どうなるのでしょうか？
- Q** 刑の上限が20年ということになれば、子どもたちは自分たちが生きてきた時間よりも長い時間を、教育の保障も不十分な刑務所で過ごすこととなります。そのような子どもたちが、社会に出た後、やり直すことが可能でしょうか？

会場＝文京シビックセンター
(3階 会議室1・2)

住所＝東京都文京区春日 1-16-21
電話＝03-3812-7111(文京区役所代表)

交通機関＝

- ◆東京メトロ「後楽園駅」徒歩 1分
丸の内線(4a・5番出口)・南北線(5番出口)
- ◆都営地下鉄「春日駅」徒歩 1分
三田線・大江戸線(文京シビックセンター連絡口)
- ◆JR 総武線「水道橋駅」(東口) 徒歩 9分

